

質問に対する回答

令和8年6月3日 砺波市教育委員会こども課

令和8年度砺波東部小学校放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザルに関して受け付けた質問に、下表に記載のとおり回答します。

No.	対象資料・ 該当箇所	質問事項（原文どおり）	回答
1	仕様書4 委託 業務の実施場所 及び定員数	現在利用中の児童のうち、加配 対応を行っている児童の概数 について、開示可能な範囲でご 教示ください。	常時付き添う必要があり加配対応を行っている児童は、現在はいません。 食物アレルギーのためおやつ提供時に配慮を要する児童が若干名いらっ しゃいます。
2	仕様書7（3） 実施日数に関す ること	実施日数が1か年度につき2 50日以上となっております が、9月30日までの実施日数 をご教示ください。	9月30日までの実施日数は128日となる予定です。
3	仕様書7（6）ウ 日常の業務に関 すること	学校との日常的な情報共有方 法（登所・連絡会議・引継ぎ方 法・緊急連絡体制等）の現在の 運用状況についてご教示くだ さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画休業については、事前に学校から予定表が提供されます。</li> <li>・臨時休業や下校時刻の繰上げ等の緊急の連絡については、学校の教頭 先生から放課後児童クラブに連絡が入ります。</li> <li>・児童の怪我や発熱が発生した場合については、学校の終業前の場合は 保健室に連絡して対応しています。学校休業時の場合は保護者に連絡 し、病院へ行くことも含めて対応します。</li> <li>・学校との定期的な情報交換会は年9回程度開催されています。</li> </ul>
4	仕様書別表2 費用分担区分	利用料徴収事務における現在 の収納方法（口座振替・現金等） およびシステム利用状況につ いてご教示ください。	現在は、利用料は集金袋で現金を徴収しており、口座振替は行っていません。 また、電算システムは導入しておらず、児童の入退管理方法は台帳記 帳で、保護者との連絡方法は電話又は文書（お便り）です。
5	その他	引き続き使用できる備品のリ スト等がございましたらご教 示ください。	備品のリストはありませんが、棚類、机類、テレビ、冷蔵庫等、放課後児 童クラブに現存する備品は原則としてすべて、引き続き使用できます。